

2月18日(月)から3月17日(月)まで

税の確定申告

～申告はお早めに～

所得税と町県民税の申告時期が近づいてきました。税務課では、役場申告会場及び各地区の公民館又は集会所で申告相談を行います。次のことに注意して、正しく早めに申告をお願いします。

申告が必要なる方

所得税

所得税は、平成19年中に生じた所得とこれに対する税額を、納税者自らが計算し、納税するという自主申告納税制度を採用しています。正しく早めに申告と納税を行ってください。期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならなりません。

- 平成19年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額合計額が20万円を超える方

- 給与の支払いを2か所以上から受けている方
- 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで、平成19年中の所得金額の合計額が、基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

還付を受けられる場合

- 確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の要件に該当する場合、確定申告により源泉徴収された所得税が還付されます。
- 住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる場合
- 年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合
- 雑損控除や医療費控除を受ける場合
- 予定納税をしている方で休業や減益のため所得が減少し、本来納めるべき所得税を超えて納税している場合

※ 還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

町県民税

- 今年1月1日現在、町内に住所を有し、昨年中に次の項目に該当する方は、3月17日(月)までに申告をしなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした方は必要ありません。
- 営業・農業など事業を営んでいる方
 - 日雇・大工・パート収入のあった方
 - 地代や家賃、配当などの収入があった方
 - 給与所得者で、主たる給与以外の所得が20万円以下の方
 - 厚生年金や国民年金などから年金を受給している方

申告会場 (役場庁舎)

